

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の三第三号の規定に基づき、構造計算の基準を次のように定める。</p> <p>第一 略</p> <p>第二 鉄骨造の建築物等に関する基準</p> <p>鉄骨造の建築物、鉄骨造とその他の構造とを併用する建築物、アルミニウム造の建築物又はアルミニウム造の建築物とその他の構造とを併用する建築物については、次に定める構造計算を行うこと。</p> <p>略</p> <p>第三 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物等に関する基準</p> <p>鉄筋コンクリートの建築物若しくは鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算のうちいずれかを行うこと。ただし、実験によつて耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有し又は十分な靱性をもつことが確かめられる場合においては、この限りでない。</p> <p>一 各階の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の耐力壁、構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外の壁（上端及び下端が構造耐力</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の三第三号の規定に基づき、構造計算の基準を次のように定める。</p> <p>第一 略</p> <p>第二 鉄骨造の建築物等に関する基準</p> <p>鉄骨造の建築物又は鉄骨造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算を行うこと。</p> <p>略</p> <p>第三 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物等に関する基準</p> <p>鉄筋コンクリートの建築物若しくは鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算のうちいずれかを行うこと。ただし、実験によつて耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有し又は十分な靱性をもつことが確かめられる場合においては、この限りでない。</p> <p>一 各階の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の耐力壁、構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外の壁（上端及び下端が構造耐力</p>

上主要な部分に緊結されたものに限る。)の水平断面積が次の式に適合することを確かめること。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあつては、同式中「0.7」とあるのは「1.0」とする。

$$\Sigma 2.5\alpha A_w + \Sigma 0.7\alpha A_c \leq 0.75Z W A_i$$

この式において、 A_w 、 A_c 、 Z 、 W 及び A_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

令第七十四条に規定するコンクリートの設計基準強度（「設計基準強度」といつ。以下同じ。）に応じて次の表に定める係数

設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	
一八未満の場合	1
一八以上三六以下の場合	$\sqrt{\frac{F_c}{18}}$
三六を超える場合	$\sqrt{2}$

この表において、 F_c は設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。

A_w 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位 平方ミリメートル）

A_c 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐力壁以外の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位 平方ミリメートル）

Z 令第八十八条第一項に規定する Z の数値

上主要な部分に緊結されたものに限る。)の水平断面積が次の式に適合することを確かめること。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあつては、同式中「7」とあるのは「10」とする。

$$\Sigma 25A_w + \Sigma 7A_c \leq 0.75ZWA_i$$

この式において、 A_w 、 A_c 、 Z 、 W 及び A_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_w 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位 平方センチメートル）

A_c 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐力壁以外の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位 平方センチメートル）

Z 令第八十八条第一項に規定する Z の数値

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

W 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（単位 ニュートン）

A_i 令第八十八条第一項に規定する当該階に係るA_iの数値

W 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（単位 キログラム）

A_i 令第八十八条第一項に規定する当該階に係るA_iの数値